

議案第26号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成24年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(天理市療育教室条例の一部改正)

第1条 天理市療育教室条例(平成15年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項」に、「児童サービス」を「児童発達支援」に改める。

第4条第1号中「機能障害がある」を「障害のある」に改め、同条第2号中「知的障害が」を「知的障害の」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神に障害のある者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号))

第2条第2項に規定する発達障害児を含む。))

第6条第2項中「障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を「児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に規定する額」に改める。

(天理市学童保育条例の一部改正)

第2条 天理市学童保育条例(平成15年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。